

IASB Update 2022年11月



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。

IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[「デュール・プロセス・ハンドブック」](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2022年11月22日から24日](#)に会議を行った。

関連情報：

- 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）](#)
- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）](#)
- [開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [国際税制改革—ピラー2モデルルール：潜在的な基準設定プロジェクト（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [サプライヤー・ファイナンス契約（アジェンダ・ペーパー12B-12F）](#)

リサーチ及び基準設定

IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は 2022 年 11 月 23 日に会合し、IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビューからのフィードバックについて議論した。特に、IASB は次のことについて議論した。

- 金融負債及び自己の信用に関するフィードバックで提起された事項に対処するための追加的な対応を取るべきかどうか（アジェンダ・ペーパー3A）
- 適用後レビューを完結させるための適切な作業を完了したかどうか（アジェンダ・ペーパー3B）

金融負債及び自己の信用（アジェンダ・ペーパー3A）

IASB は、以下に関しての IFRS 第9号についてのフィードバックにおいて識別された事項について追加的な対応を取らないことを決定した。

- a. 金融負債の分類及び測定に関する要求事項
- b. 自己の信用リスクの変動の表示

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

フィードバックへの対応及び次のステップ（アジェンダ・ペーパー3B）

IASBは、IFRS第9号における分類及び測定の実務上の適用後レビューを完了させるべきかどうかを決定するため、当該レビューからのフィードバックへの対応の要約について議論し、次のことを行うための適切な作業が完了したと判断した。

- a. 適用後レビューを完了させる。
- b. スタッフが適用後レビューに関する報告書及びフィードバック・ステートメントを作成する。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは「IFRS第9号の適用後レビュー—分類及び測定」に関する報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASBは2022年11月23日に会合し、動的リスク管理（DRM）モデルの開発における次のフェーズについての議論を開始した。IASBは次のことについて議論した。

- 資本は、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり算入するのに適格であるかどうか（アジェンダ・ペーパー4A）
- DRMコアモデルにおいて資産プロファイルと目標プロファイルの名目的一致を要求するという以前の暫定的な決定は、DRMモデルに関する最近の精緻化の後も依然として必要かどうか（アジェンダ・ペーパー4B）

資本の管理（アジェンダ・ペーパー4A）

IASBは、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり、資本を含めることは必要なく、したがって、資本はDRMモデルの目的上の適格項目ではないと暫定的に決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

指定された資産と負債の名目的一致（アジェンダ・ペーパー4B）

IASBは、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するにあたり、指定された資産と負債の間で名目的一致は要求されないと暫定的に決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBはプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASBは2022年11月23日に会合し、まだ使用可能となっていない資産を建設するための借入コストを企業が資産化する場合の、当該資産に係る規制上のリターン（会計処理）について議論した（アジェンダ・ペーパー9A及び9C）。特に、IASBは、この状況においてそうした規制上のリターンに関しての以前の暫定的な決定を適用することの含意について議論した。

IASB は、このトピックに関しての料金規制諮問グループからの助言についても議論した（アジェンダ・ペーパー9B）。IASB はアジェンダ・ペーパー9B について何も決定を求められなかった。

資産化された借入コスト（アジェンダ・ペーパー9A）及び資産化された借入コスト（補遺）（アジェンダ・ペーパー9C）

IASB は、企業の規制資本ベースと有形固定資産とが直接的な関係を有していて、企業が借入コストを資産化する場合に、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制上の合意が、まだ使用可能となっていない資産に係る債務リターンと資本リターンの両方を企業に提供する場合 — 企業が資産化した借入コストを超過するリターンのみを、建設期間中の財務業績の計算書に反映することを企業に要求する。
- b. 規制上の合意が、そうした資産に係る債務リターンのみを企業に提供する場合 — 企業が当該リターンを建設期間中の財務業績の計算書に反映することを禁止する。

11名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16）

IASB は2022年11月23日に会合し、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正案について議論した。

契約上リンクしている金融商品—整理論点（アジェンダ・ペーパー16A）

IASB は、契約上リンクしている金融商品についてのIFRS第9号の要求事項が適用される取引の範囲に関する整理論点を検討した。IASB は、ある取引がIFRS第9号に記述されているような契約上リンクしている金融商品を含んでいるかどうかを企業が判定する際に、当該取引における原資産の譲渡者（オリジネーター）が保有している金融商品は除外される旨を明確化することを暫定的に決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

金融負債の認識の中止についての会計方針の選択（アジェンダ・ペーパー16B）

IASB は、企業が決済日に現金を引き渡す前に金融負債の認識の中止を行うことを認める要件についてさらに検討した。

IASB は、次の場合には、企業は決済日の前に金融負債の認識の中止を行う会計方針の選択肢を有すると暫定的に決定した。

- a. 企業が電子送金指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない。
- b. 電子送金指示の結果として企業が現金にアクセスする実際上の能力を喪失している。かつ、
- c. 電子送金指示に関連した決済リスクが僅少である。

決済リスクは、使用される送金システムがこれらの特徴を有している場合には、僅少と考えられる。

- a. 送金開始日と決済日との間の期間が比較的短く、関係する特定の送金システムによって標準化されている。かつ、
- b. 送金指示の完了に続いて標準的な管理プロセスが行われ、それにより、移転が完了され現金が債権者に引き渡されるという合理的な保証を債務者が有する。

IASB は、この会計方針の選択の範囲を電子送金指示に限定することを暫定的に決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー16C）

IASB は、本プロジェクトに関して開発中の公開草案について120日のコメント期間を設定することを暫定的に決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案における提案に反対する意向を示したIASBメンバーはいなかった。

IASB は公開草案についてのデュー・プロセスの手順（書面投票プロセスを開始する許可を含む）について議論した。

11名の審議会メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセス要求事項に準拠しており、公開草案の書面投票のプロセスを開始するのに十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

次のステップ

IASB は書面投票のために公開草案を作成する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は2022年11月24日に会合し、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」で示したのれんの事後の会計処理に関する予備的見解について議論した。特に、IASB は、減損のみのアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきかについて議論した。

IASB は、のれんの事後の会計処理について減損のみのモデルを維持するという予備的見解を維持することを暫定的に決定した。

11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は2022年12月の会議で、本プロジェクトをリサーチ・フェーズから基準設定フェーズに移行するかどうかを決定するよう求められる。

今後の会議でIASB は次のことに関して決定を行うことも求められる。

- a. 企業結合に関する開示の追加的な諸側面
- b. 本プロジェクトの範囲に含まれるその他のトピック

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

IASB は2022年11月22日に会合し、移転先企業が共通支配下の企業結合に適用する測定方法の選択について議論した。

2022年6月の会議で開始された審議を継続して、IASB は次のことについて議論した。

- a. 移転先企業が共通支配下の企業結合に適用する測定方法の選択についての原則

IFRS 財団のブランド・カラーの変更に伴い、2022 年 12 月 6 日に掲載した「IASB Update」の当初の日本語訳から、デザインのみ変更しております。内容は変更ございませんので、ご了承ください。

- b. いくつかの状況（ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に記述されているものを含む）において、移転先企業は原則から離脱することを許容又は要求されるかどうか

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は測定方法の選択についての議論を今後の会議で継続する。

開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2022 年 11 月 24 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」で提案した IFRS 会計基準書の範囲についての再審議を継続した。

2022 年 5 月に、IASB は新しい IFRS 会計基準書の範囲を公的説明責任のない子会社とする旨を確認することを暫定的に決定した。

基準書案の範囲（アジェンダ・ペーパー31A）

IASB は、次の場合に企業は新たな IFRS 会計基準書を適用することを認められる旨を確認することを暫定的に決定した。

- a. 報告期間の末日現在で子会社である。11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- b. 以下に該当する連結財務諸表を作成する最終的な又は中間的な親会社を有している。
- i. IFRS 会計基準に準拠している。11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- ii. 一般の使用のために利用可能である。11 名の IASB メンバーのうち 6 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2022 年 11 月 22 日と 24 日に会合し、次のことについて議論した。

- 経済協力開発機構（OECD）が公表したピラー2 モデルルールに対応する潜在的な基準設定プロジェクト
- サプライヤー・ファイナンス契約についての IASB のプロジェクト

国際税務改革—ピラー2 モデルルール：潜在的な基準設定プロジェクト（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、OECD のピラー2 モデルルールが IAS 第 12 号「法人所得税」を適用する企業の法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響について議論した。特に、IASB は当該ルールの差し迫った適用に対応した基準設定プロジェクトに取り組むべきかどうかを検討した。

IASB は、IAS 第 12 号を修正して、OECD のピラー2 モデルルール（適格な国内のミニマムトップアップ課税を含む）の適用から生じる繰延税金を会計処理する要求からの一時的な例外を導入することを暫定的に決定した。この例外は、IASB が当該例外を削除するか又は恒久化するまで適用される。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、ピラー2モデルルールが発効する前の期間において、及び当期のみについて、以下を開示することを企業に要求するようにIAS第12号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 企業が営業を行っている法域においてピラー2モデルルールを適用するため制定（又は実質的に制定）された法制に関する情報。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 次のいずれか
 - i. ピラー2モデルルールの具体的な要求事項に従ったミニマム税率を下回る課税となると合理的に見込んでいる法域で企業が営業を行っているかどうか、又は、
 - ii. 当期に係る企業の実際負担税率（IAS第12号の要求事項に基づいて計算）が15%未満である法域において企業が営業を行っているかどうか

11名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

- c. 当期に係る企業の実際負担税率（IAS第12号の要求事項に基づいて計算）が15%未満である法域
11名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。企業はまた、これらの法域について次の事項も総額で開示する。
 - i. 会計上の税引前利益
 - ii. 法人所得税費用
 - iii. 結果としての加重平均実際負担税率企業はこの情報をIAS第12号の第81項(c)が要求している調整表に開示している情報を分解することによって作成する。
11名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。
- d. ピラー2モデルルールを遵守するための準備においてすでに実施した作業で、次のいずれかとなる法域があることが示唆されているかどうか
 - i. 企業がトップアップ税の支払の対象となる可能性があり、(c)で識別した法域に含まれていない。
 - ii. 企業がトップアップ税の支払の対象となる可能性がなく、(c)で識別した法域に含まれている。11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。

IASBは、企業に次の開示を要求するようにIAS第12号を修正することも暫定的に決定した。

- a. 一時的な例外を適用した旨
- b. ピラー2トップアップ税に係る当期税金費用

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 当該修正の公表後ただちに、一時的な例外を導入する修正案を適用し、当該例外を適用した旨を開示する。
- b. 2023年1月1日以後開始する事業年度について、残りの開示要求案を適用する。

11名のIASBメンバーのうち8名がこれらの決定に賛成した。

IASBは、IAS第12号の修正案に関する公開草案について60日のコメント期間を設けることを暫定的に決定した（デュー・プロセス監督委員会の承認を条件とする）。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

11名の審議会メンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセス要求事項に準拠しており、公開草案の書面投票のプロセスを開始するのに十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

公開草案の公表に反対する意向を示したIASBメンバーはいなかった。

次のステップ

IASBは公開草案を2023年1月に公表する計画である。

サプライヤー・ファイナンス契約（アジェンダ・ペーパー12B-12F）

IASBは、公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」（公開草案）に対するコメントを以前の会議で検討しており、今回の会議では本プロジェクトをどのように進めるべきかについて議論した。

フィードバック分析—プロジェクトのアプローチ（アジェンダ・ペーパー12C）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. この狭い範囲の開示のみのプロジェクトに対する現在のアプローチを維持する。
- b. サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示要求をIFRS会計基準に追加する提案を進める。

11名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

フィードバック分析—範囲（アジェンダ・ペーパー12D）

IASBは公開草案における提案の範囲について議論した。IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. サプライヤー・ファイナンス契約についての記述に特徴を追加したり、「ファイナンス提供者」をさらに定義又は記述したりする変更は行わない。
- b. サプライヤーの債権ファイナンス契約を含めたり範囲の制限又は除外を導入したりする変更は行わないが、文案作成の際に、範囲から除外される支払契約や金融商品を例示するための設例を追加すべきかどうかを検討する。
- c. サプライヤー・ファイナンス契約は、企業が「ファイナンス提供者に支払うことに同意」しているのではなく「当該契約の契約条件に従って支払うことに同意」しているものとして特徴付けられる旨を定める。

11名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

フィードバック分析—開示目的及び開示要求（アジェンダ・ペーパー12E）

IASBは、企業のサプライヤー・ファイナンス契約に関する財務諸表利用者の情報ニーズを満たすための開示目的案及び開示要求案について議論した。IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 開示目的について
 - i. 流動性リスクへの言及を追加する。
 - ii. 「重要性」への言及やサプライヤー・ファイナンス契約が企業の財務業績に与える影響への言及を追加するための変更は行わない。
 - iii. 投資者が影響を計算するために使用できる情報を開示することを企業に要求することを進め、当該影響の開示は要求しない。

- b. 集約レベルについて — サプライヤー・ファイナンス契約に関して提供される情報を集約すること及び重要性がある情報を省略したり覆い隠したりするのを避けるために（必要な場合には）情報を分解することを企業に要求する。
- c. 契約条件の開示について — 契約条件を開示することを企業に要求する変更は行わず、特に、提案に「主要な（key）」という語を追加する変更は行わない。
- d. サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額の開示及び表示について —
 - i. 財政状態計算書について — サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額が複数の科目に表示されている場合には、企業は各科目及び当該科目に表示されている関連する帳簿価額を開示することを要求される旨を明確化する。
 - ii. キャッシュ・フロー計算書について — サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の変動が表示されている科目を企業が開示するという要求を追加しない。
- e. 支払期日の範囲の開示について — 企業がサプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債及びそうした契約の一部ではない営業債務の支払期日の範囲を開示する場合に、当該金融負債及び営業債務は比較可能なベースとすべきである旨を明確化する。
- f. 比較情報について — 各報告期間の期首及び期末現在の定量的情報を開示することを企業に要求するという提案を進める。

11名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債のうち、サプライヤーがファイナンス提供者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額の開示を企業に要求することを進めると決定した。

11名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

フィードバック分析—設例及びその他のコメント（アジェンダ・ペーパー12F）

IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約を以下に関する開示要求の中の例示として追加するという提案について議論した。

- a. IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の第44B項における財務活動から生じた負債の変動
- b. IFRS第7号「金融商品：開示」のB11F項(a)、B11F項(j)及びIG18項における流動性リスク

IASBは公開草案に対するその他のコメントについても議論した。

IASBはIAS第7号の第44B項の修正案を進めないことを暫定的に決定した。

11名のIASBメンバーのうち6名がこの決定に賛成した。

IASBはまた、IFRS第7号のB11F項(j)及びIG18項の修正案を（修正案をより規範的にすることはせずに）進めることを暫定的に決定し、当該基準書のB11F項(a)の修正案は進めないことを決定した。

11名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。